

西栗倉村エネルギーマネジメントシステムのための要件定義仕様書作成業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

当事業は、西栗倉村（以下「本村」という。）が実施する村内のエネルギーの見える化を実現するエネルギーマネジメントシステムの構築にあたり、その開発に必要な要件定義仕様書（以下、「開発仕様書」という）を作成する者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

西栗倉村エネルギーマネジメントシステム構築（以下、「エネマネシステム」という）のための開発仕様書の作成にかかる委託業務（以下「本事業」という。）

(2) 目的及び内容

本事業は、本村で利用するエネルギーの「生産状況」「利用状況」等を把握するシステムの構築を行うために必要となる、開発仕様書の作成を目的とするものである。

(3) 事業期間

契約締結の日から令和7年2月21日まで

(4) 事業内容

別紙「西栗倉村エネルギーマネジメントシステムのための開発仕様書作成のための要件書」を参照のこと

(5) 事業規模（契約上限額）

金3,960,000円（消費税含む）

(6) 事業場所

〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村内

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、村は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 審査委員会

提案の審査を厳正かつ公平に行うため、有識者を含む審査委員会を設置する。

4. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 必要な書類・証明書類を全て提出できる事業者であること。
- (2) 西粟倉村建設工事契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領に基づく指名指定措置をうけていない事業者であること。
- (3) 西粟倉村が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていない事業者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していない事業者であること。
- (5) 令和3年度から令和5年度までの3年間で自治体発注の同種又は類似業務の受注実績があること。

5. 現地説明会

対象となる施設等を確認するため、本村にて現地説明を希望するものは以下の手順に沿い申し込みをするものとする。

- (1) 開催日時 令和6年9月10日（火） 13時より
- (2) 開催場所 西粟倉村（集合は西粟倉村役場）
- (3) 申込手続 現地視察参加申込書（様式第1号）を記入の上、提出すること
- (4) 提出方法 ア 郵送
イ FAX
ウ メール
エ 持参

6. 提案書の作成について

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、別添資料西粟倉村エネルギーマネジメントシステムのための開発仕様書作成に関する要件書（以下、「要件書という」）に基づき下記の書類を作成し、提出するものとする。

(1) 作成及び記載上の留意事項

① 記載内容全般

- ア 提案書は本件事業の目的及び内容等を反映した提案内容で作成すること。
- イ 提出書類は「要件書」で示した内容を網羅した形で作成すること。
- ウ 本村は、提出された技術提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。
- エ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

② 書式等

- ア 提案書の書式は自由とする。
- イ 文字は読みやすい大きさ（フォントサイズ 10.5 ポイント以上推奨）とすること。
- ウ 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法とすること。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 2 号）
- ② 会社概要書（任意様式）（事業者の所在地、資本金その他基本情報）
- ③ 業務実績書（任意様式）（第 3 の 5 に掲げる受託実績が分かるもの）
- ④ 提案書（書式 A 4 版、様式自由）
- ⑤ 誓約書（様式第 3 号）
- ⑥ 見積書及び内訳書（任意様式）見積書記載の金額は、本事業全体の本体価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）、消費税及び地方消費税額を別々に記載し、その合計額を記載すること。
- ⑦ 定款、規約その他これに類するもの。

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 4 部（複写可）

(4) 提出期間及び提出場所

令和6年9月24日（火）から令和6年10月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、時間は午前9時から午後5時までに担当課に提出する。

提出方法は、事前に担当課へ電話連絡の上、持参又は郵送すること。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

7 質問及び回答

(1) 質問

質問は、「質問書（様式第4号）」の提出により行うこと。

(2) 提出期間

令和6年9月10日（火）から令和6年9月13日（金）まで

(3) 提出方法

担当課に電子メールにより提出することとし、電子メール送信後は電話による確認を行うこと。口頭及びFAXでの質問は受け付けない。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、電子メールで随時行う。また、9月18日（水）に全ての質問に対する回答をホームページに掲載する。

8 受注候補者の決定方法

(1) 審査・選定方法

① 審査委員会で審査し、事業者を選定する。

② 選定方法

ア 評価基準に基づく書類審査及び提案会（プレゼンテーション及び審査）を実施し、受注候補者を選定する。

イ 受注候補者の決定は、審査委員会において提案内容を評価し、選定委員がつけた得点の平均が高い者から順位付けを行い、最高得点者を受注候補者とする。

ウ 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、見積金額が最も低い者を選定する。

エ 最高得点者の評価点が、6割未満の場合は、受注候補者決定の対象としない。

オ 受注候補者が1者になった場合でも評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目及び配点は別表のとおりとする。

(3) 提案会（プレゼンテーション及び審査）

① 審査日

令和6年10月9日（水）13：30～

※プレゼン予定時刻等は、候補者ごとの調整を行う。

② 審査会場

あわくら会館 東3会議室（予定）

③ 提案説明時間等

技術提案会は非公開で行い、1事業者につき20分以内（予定）とする。その後ヒアリングを実施する。プレゼンテーションの順番は技術提案書の提出順とし、出席者は3人以内とする。

④ その他

プレゼンテーションは、事前に提出した技術提案書等を基に行い、当日の追加資料は認めない。また、技術提案書等に基づく説明にパソコン等が必要な場合は、提案者が用意するものとし、プロジェクター及びスクリーンは本村が準備する。

(4) 結果通知

審査の結果、総合得点の最高得点者を受注候補者として決定する。なお、結果は、提案会参加事業者全員に「審査結果通知書」で通知する。

(5) 審査結果の公表

選定結果は、受注候補者の名称を本村ホームページに公表する。

(6) その他

審査結果に対する異議の申立て及び審査内容についての問合せは受け付けない。

9 契約方法

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書に基づき、受注候補者と本村の間で契約締結の協議を行う。ただし、当該協議が不調のときは、選定委員がつけた得点の平

均が上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、西粟倉村競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本村が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

- (2) 委託料は、業務完了後、本村の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

1 0 欠格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、欠格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書提出要請書を受けた者が参加提出期限内に第 6 の提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 本件に関して不正または公平性を各行為があった場合
- (6) 提案会に参加しなかった場合
- (7) その他村長が不適格と認めた場合

1 1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 本村が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

1 2 提出先及び問い合わせ先

〒707-0503

岡山県英田郡西粟倉村影石33-1

西粟倉村産業観光課（担当：若松、岡島）

TEL 0868-79-2230 Mail h-okajima@vill.nishiawakura.lg.jp

(別表) 評価項目及び評価基準表

評価項目		評価基準	配点
基本仕様	業務実績	最も実績が多い受注候補者を10点とし、他の受注候補者は10点×それぞれの実績/最も多い実績とする。小数点以下は切り捨てとする。	10
	業務遂行体制	提案内容を実施できる人員及び能力を有するスタッフが確保されており、必要な資格を有しているか。	10
開発仕様	仕様項目	開発仕様書に盛り込む予定の項目が、要件書から想定されるシステムに対して必要な項目を満たしているか。	10
	作成の工程	ヒアリングスケジュール等が無理なく設定され、仕様書作成完了までの課程や工程が具体的に記載されているか。	10
独自提案	業務の効率化等に向けた提案	仕様書等に定めのない事項で、本村にとって有益な機能など、特筆すべき提案があるか。	10
価格 (費用)	見積価格	最も低い価格を提案した受注候補者を20点とし、他の受注候補者は5点×最も低い見積価格/それぞれの見積価格とする。小数点以下は切り捨てとする。	20
合 計			70